

◎ 融資対象者…中小企業者（小規模企業者を含む会社・個人）・中小企業団体の方

・中小企業者の範囲

業 種	資 本 金 (会社)	従 業 員 (会社・個人)
製造業・建設業・運輸業・その他	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業	3 億円以下	900 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業（飲食店を含む）	5,000 万円以下	50 人以下

※特定非営利活動法人（NPO）は常時使用する従業員数が300人以下（ただし、小売業は50人以下、卸売業・サービス業は100人以下）が対象となります。

【利用可能資金：運転資金、設備資金、事業転換資金、災害対策資金】

※医療を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のものは対象になります。

※なお、農林漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）を営んでいる方は対象となりません。

・小規模企業者の範囲

業 種	従 業 員
製造業・その他	20 人以下
サービス業	5 人以下
宿泊業・娯楽業	20 人以下
卸売業・小売業（飲食店を含む）	5 人以下

・中小企業団体とは

事業協同組合・協業組合・商工組合 等

◎主な申込書類一覧 ※申込内容によって、別途書類が必要になることがあります。

必 要 書 類	資 金 の 種 類								備 考
	運 転	設 備	近 代	大 型	創 業	転 換	小 企	災 害	
融資申込書 [様式第1号]	○	○	○	○	○	○	○	○	
融資斡旋依頼書等一式	○	○	○	○	○	○	○	○	(保証協会様式)
市税完納確認書	○	○	○	○	○	○	○	○	日光市税務課、各行政センター、各出張所にて発行（無料）。ただし、発行から30日以内のもの
許可・認可証（コピー）	○	○	○	○	○	○	○	○	許認可等の確認が必要な業種のみ
事業の決算（税務申告）を2期終えていることが分かる書類（コピー）	○	○	○	○	△	○	○	○	2期分（創業資金、災害対策資金はこの限りではない）
商業登記簿謄本（コピー）	○	○	○	○	○	○	○	○	法務局発行 (法人が新規に申込み場合、代表者を変更した場合等)
宣誓書	○	○	○	○	○	○	○	○	申込人と許認可の名義人が異なる場合（保証協会様式）
受注工事明細書（コピー）	○	○	○	○	○	○	○	○	建設業のみ
見積書（コピー）		○	○	○	○	○	○	○	資金使途が設備の場合のみ
カタログ、設計図等（コピー）		○	○	○	○	○	○	○	資金使途が設備の場合のみ
建築確認許可申請書（コピー）		○	○	○	○	○	○	○	日光市建築住宅課発行（10㎡以上の建物のみ）
大型店等の影響認定書 [様式第2号]				○					日光商工会議所会頭もしくは足尾町商工会会長発行
創業計画書 [様式第3号]・要件確認書類					○				
事業転換計画書 [様式第4号]						○			
取扱金融機関の所見 [様式第5号]						○	○		
罹災証明書またはセーフティネット4号認定書または災害その他突発的に生じた事由に起因する取引の数量の減少等の影響の状況が分かる書類（コピー）								○	罹災証明書または被災証明書（日光市市民課、各行政センター市民サービス係発行） セーフティネット4号認定書（日光市商工課発行）

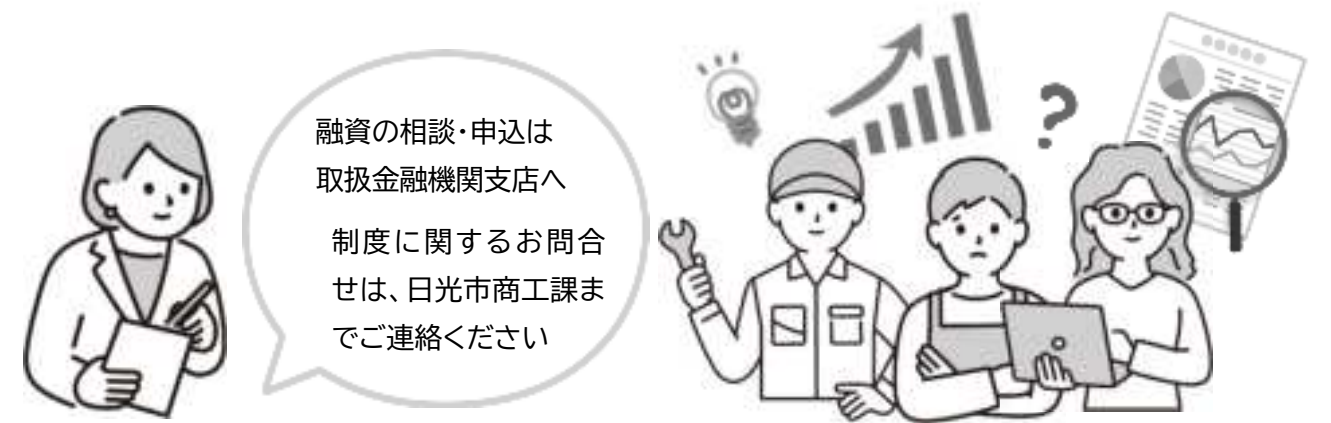


令和8年度

# 日光市制度融資の ご案内

🏢 取扱金融機関（融資の相談・申込みについて）

金 融 機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
足利銀行 今市支店	0288-22-1040	〒321-1261 日光市今市 704
日光支店	0288-54-2121	〒321-1401 日光市上鉢石町 1033-1
栃木銀行 今市支店	0288-22-1051	〒321-1261 日光市今市 1122-2
大沢支店	0288-26-6950	〒321-2345 日光市木和田島 1526-48
日光支店	0288-54-2155	〒321-1434 日光市本町 1-2
筑波銀行 今市支店	028-633-1361	〒320-0812 宇都宮市一番町 1-31 (宇都宮支店内)
鹿沼相互信用金庫 今市支店	0288-22-1150	〒321-1271 日光市並木町 9-13



融資の相談・申込は  
取扱金融機関支店へ  
制度に関するお問合せは、日光市商工課までご連絡ください

## 日光市中小企業融資振興会

**日光市 観光経済部 商工課**

☎ : 0288-21-5136 (商工課直通)  
〒321-1292  
日光市今市本町 1(本庁舎 2階)

**日光商工会議所 今市事務所**

☎ : 0288-30-1171  
〒321-1262  
日光市平ヶ崎 200-1

# 令和8年度 日光市中小企業振興資金（日光市制度融資）のご案内（令和8年4月現在）

## ◎ 融資要件（ア・イ・ウをすべて満たしていることが必要）

- ア 市内に事業所があること。  
法人 … 本店または支店が日光市内にあり、市内に商業登記をしていること。  
個人 … 住所、事業所とも日光市内にあること。
- イ 市内で事業を営んでいること。
- ウ 市税を完納していること。※分納誓約は完納ではありません。

## ◎ 信用保証

- ・ 栃木県信用保証協会の保証に付すことを条件とします。
  - ・ **保証料は、事業者選択型経営者保証非提供制度を利用して上乗せされた保証料を除き市が全額助成します。**
- ※融資期間の延長の場合を除く。

～保証料額の例～

- ・ 融資額 500万円 <<保証料額>>
- ・ 返済期間 5年 ←
- ・ 返済期間 約20万円

資金の種類	資金用途	融資限度額 (極度額)	返済期間		期間の 延長	利率			返済方法 (据置期間)	担保	保証人	備考
						期間	責任共有制度					
							対象	対象外				
① 運転資金	原材料の購入、商品の仕入れ、諸経費支払等のために必要な資金	2,000万円	7年以内		5年を限度に定められた融資期間を延長可能です。	3年以内	1.5%	1.4%	(据置6ヶ月以内) 月賦償還	原則として不要ですが、金融機関及び保証協会が必要とする場合があります。	個人：原則として不要です。 法人：原則として法人の代表者が保証人となる必要があります。	NPO利用可能です。 借換え可能です。(各資金の既往借入金に限ります。)
② 設備資金	機械・設備の購入、店舗・工場・事業用建物等の新築・改築及び改装、車両購入のために必要な資金	2,000万円	10年以内			3年以内	1.5%	1.4%				NPO利用可能です。
③ 商店街近代化資金	中小企業団体が駐車場整備などの商店街整備を行なうために必要な資金	3,000万円	設備	15年以内		3年以内	1.5%	1.4%				中小企業団体のみ利用可能です。
④ 大型店対策資金	大型店の進出対策として店舗改装及び専門店化を図るために必要な資金	500万円	運転	5年以内		3年以内	1.5%	1.4%				小規模企業者のみ利用可能です。
			設備	7年以内		5年以内	1.7%	1.6%				
⑤ 創業資金	事業を営んでいない個人が新たな事業を開始する、法人が新たに会社を設立し事業を開始するために必要な資金	2,000万円	運転	5年以内		3年以内	1.5%	1.4%				利用者（法人においてはその代表者）が女性、または若年者（40歳未満）の場合は貸付利率を0.2%引き下げます。市認定特定創業支援事業の証明を受けた場合は0.1%引き下げます。 ※利率の引き下げはいずれかの適用になります。
			設備	7年以内		5年以内	1.7%	1.6%				
⑥ 事業転換資金	自らの事業を継続又は廃止し、当該事業と異なる新たな業種の事業を開始するために必要な資金	1,000万円	運転	5年以内		3年以内	1.5%	1.4%				NPO利用可能です。
			設備	7年以内	5年以内	1.7%	1.6%					
⑦ 小規模企業者資金	小規模企業者が必要とする運転資金及び設備資金	2,000万円	運転	5年以内	3年以内	1.4%	1.3%	小規模企業者のみ利用可能です。 ※2,000万円から既存の「保証協会の全ての保証付融資残高」を差し引いた額が利用限度額となります。保証協会に最新の残高をご確認ください。				
			設備	7年以内					5年以内	1.5%	1.4%	
⑧ 災害対策資金	災害その他突発的に生じた事由による影響を受け、事業再建及び経営の安定のために必要な運転資金、または災害により損傷した設備の復旧に係る設備資金	1,000万円	設備	7年以内	5年以内	1.4%	1.3%	災害その他の突発的に生じた事由による影響を受けていることの証明等が必要になります。詳細については対象となる災害ごとにご案内します。				
				10年以内					7年以内	1.7%	1.8%	
					10年以内	2.0%						

※ご利用にあたっては金融機関及び栃木県信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

※資金用途が設備の場合、設備投資に着手（機械設置・建物着工）する前に融資申請する必要があります。なお、着手可能となる基準時点は保証承諾時点となります。

※④～⑧については、別に定める要件があります。

※①～④、⑥の各資金のうち、「経営安定関連保証（セーフティネット1～4、6～8号認定書添付）」または「危機関連保証（特例中小企業者認定書添付）」を利用する場合は、責任共有制度の対象外となります。

くわしくは、取扱金融機関の相談・申込み窓口にお問い合わせください。